

高知市道路位置指定指導要綱

高知市道路位置指定基準

高知市道路位置指定申請要領

高知市

(令和5年3月)

高知市道路位置指定指導要綱

(平成4年4月1日告示第54号)
(平成10年4月1日告示第29号)
(平成20年10月1日告示第191号の2)
(令和3年11月1日告示第192号)

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路（以下「5号道路」という。）の位置の指定に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な地域環境を確保し、市民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱に定めるものを除くほか、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）に定めるところによる。

(道路に関する基準)

第3条 5号道路の位置の指定に関し、令第144条の4の規定により特定行政庁が認める技術基準及び特定行政庁が定める技術等の基準は、高知市道路位置指定基準（平成20年10月1日制定。以下「基準」という。）に定めるとおりとする。

(適用の範囲)

第4条 前条の基準は、高知市開発指導要綱（昭和59年告示第29号）の適用を受けない宅地等の造成を行い、5号道路を築造する場合に適用する。

(事前協議)

第5条 5号道路の位置の指定を申請しようとする者は、あらかじめその内容について特定行政庁及び関係機関と協議するものとする。

(申請者の責務)

第6条 5号道路の位置の指定を申請しようとする者は、宅地等の造成に関してこの要綱及び関係法令を遵守しなければならない。

2 5号道路の位置の指定を申請しようとする者は、あらかじめ近隣住民及び関係権利者との協議及び調整を行い、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

3 5号道路の位置の指定の申請を行う者は、5号道路の位置の指定に関し紛争が生じたときは、誠意をもって当該申請を行う者申請者自らの責任において解決するよう努めなければならない。

(5号道路の登記)

第7条 指定を受けようとする5号道路の道路敷となる土地の部分は、原則としてその他の土地から分筆し、地目を公衆用道路（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に定める公衆用道路をいう。）として登記するものとする。

(権利等の移動の制限)

第8条 5号道路の位置の指定を申請した者及び土地所有者は、特定行政庁からその指定を受けるまでは、申請に係る土地に関する所有権その他の権利の移動及び設定を行わないものとする。ただし、当該申請を取り下げた場合又は特定行政庁がやむを得ないと特に認めた場合は、この限りでない。

(5号道路の管理)

第9条 特定行政庁から5号道路の位置の指定を受けた者(以下単に「指定を受けた者」という。)及び土地所有者は、当該道路を常時この要綱及び基準に適合する状態に維持するよう努めるとともに、本市から市道として移管するよう求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(5号道路の指定の取消し)

第10条 特定行政庁は、5号道路が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職権で、その指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該5号道路が法第42条第1項第1号に規定する道路となっている場合等当該指定の意義が実質的に失われているとき。
- (2) 当該指定に適合した道路が現に存在しないとき。

(工作物等の設置の禁止)

第11条 指定を受けた者及び土地所有者は、5号道路内に一般の通行の障害となる工作物等を設置、又は第三者に設置させてはならない。

(報告)

第12条 指定を受けた者及び土地所有者は、5号道路を市道に移管した場合又は同道路に係る申請内容に反する事項を認めたときは、速やかにその事項を特定行政庁に報告し、その措置を協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に工事着手の決定を受け現に工事中のものに係る基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に工事着手の決定を受け工事中のものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に工事着手の決定を受け工事中のものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

高知市道路位置指定基準（平成 10 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

平成 20 年 10 月 1 日制定

高知市道路位置指定基準

（目的）

第 1 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路（以下「5 号道路」という。）の位置の指定を行うことについて具体的基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 この基準は、高知市開発指導要綱（昭和 59 年告示第 29 号。以下「開発要綱」という。）の適用を受けない宅地等の造成に伴い 5 号道路を築造する場合に適用する。

（道路の基準）

第 3 5 号道路は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条の 4 の規定によるほか、この基準によるものとする。

2 5 号道路及び 5 号道路に伴って開発される土地に隣接する法第 42 条第 2 項の規定による道路（以下「2 項道路」という。）は、その中心線から水平距離 2 m 以上拡幅し、その外側に側溝を設けること。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2 m 未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離 4 m 以上拡幅し、その外側に側溝を設けること。

3 5 号道路及び 5 号道路に伴って開発される土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水の恐れがある土地、その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等敷地の安全上必要な措置を行わなければならない。

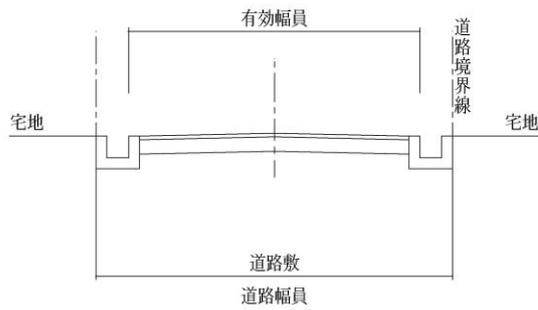
（道路敷、幅員及び延長）

第 4 5 号道路の道路敷、幅員及び延長は、次の各号によるものとする。

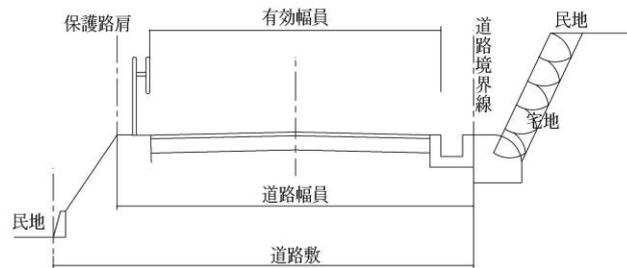
(1) 道路敷及び幅員は、次図に示す方法によって測るものとし、道路幅員 4.9m 以上かつ有効幅員 4.0m 以上とする。ただし、市長が土地の状況によりやむを得ないと認める場合は、道路幅員を 4.0m 以上とすることができる。

(2) 延長は、起点から終点まで当該道路の各部分の中心を結ぶ線を測るものとする。起点は接続する既存道路との境界線（2 項道路の場合はその境界線とみなす線）とし、終点は終端とするが、終端に転回広場がある場合はその中心線を終点とする。

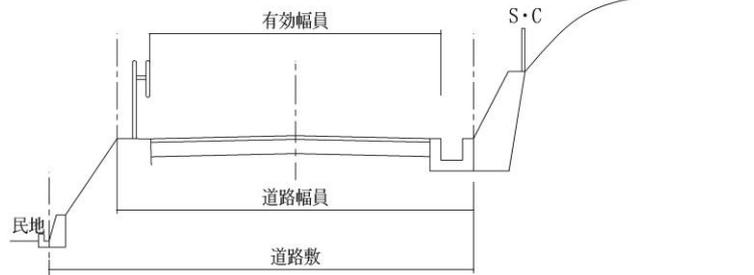
(ア)



(イ)



(ウ)

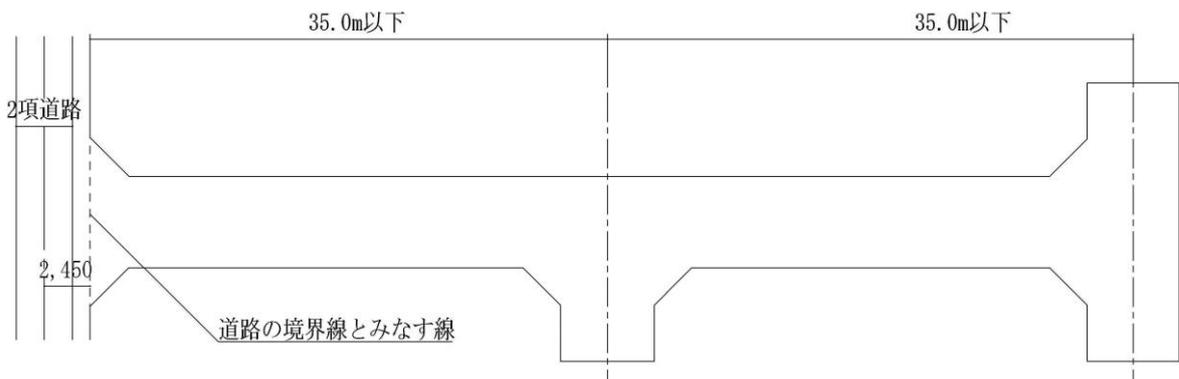


(道路面積の算定は道路敷で求積すること)

(転回広場の間隔)

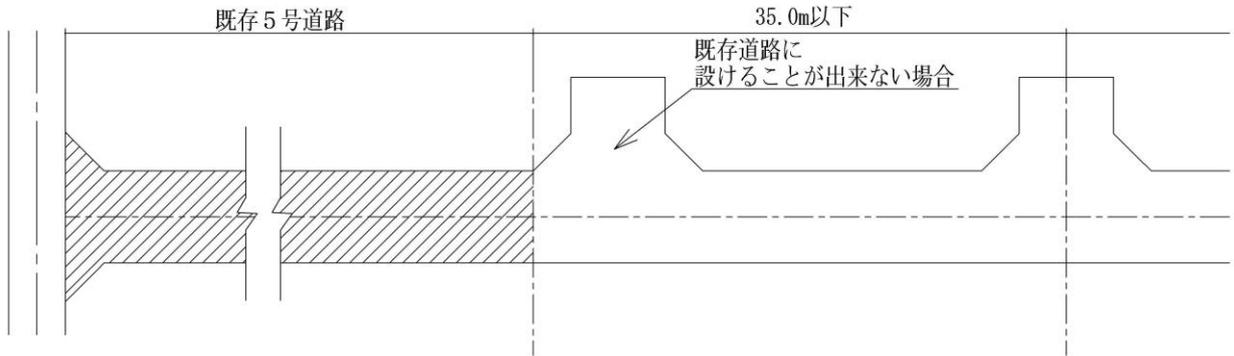
第5 令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔は、接続する道路の側端（2項道路の場合はその境界線とみなす線）における5号道路中心線を起点とし、転回広場の中心線までの長さとする。

転回広場の間隔



- 2 5号道路を既存の袋路状5号道路に接続する場合も、令第144条の4第1項第1号の規定による。転回広場の間隔は既存5号道路の起点からとし、周囲の状況により当該既存の道路に設けることが出来ない場合は、最も近いところに転回広場を設けるものとする。

転回広場の間隔

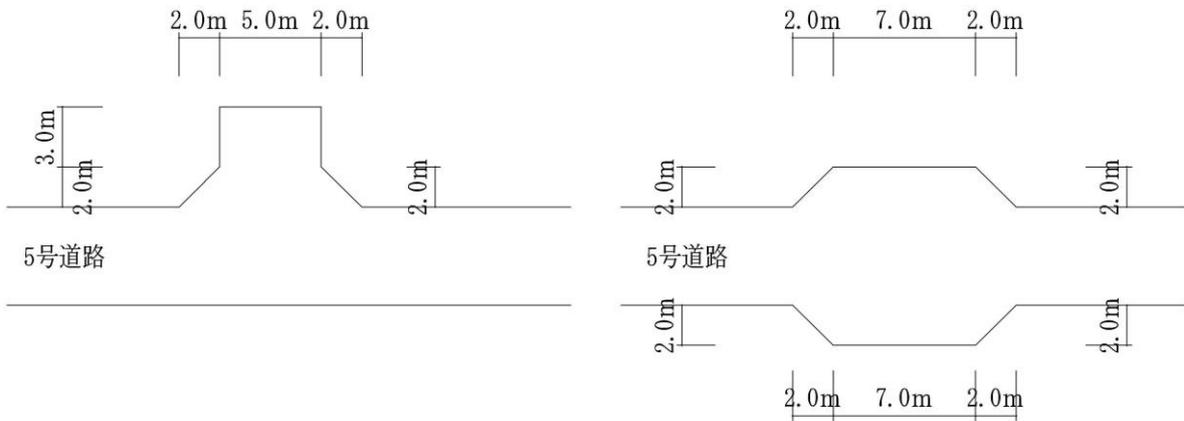


- 3 5号道路が、法42条第1項第4号の道路に接続する場合は、道路に接続しているものとみなす。

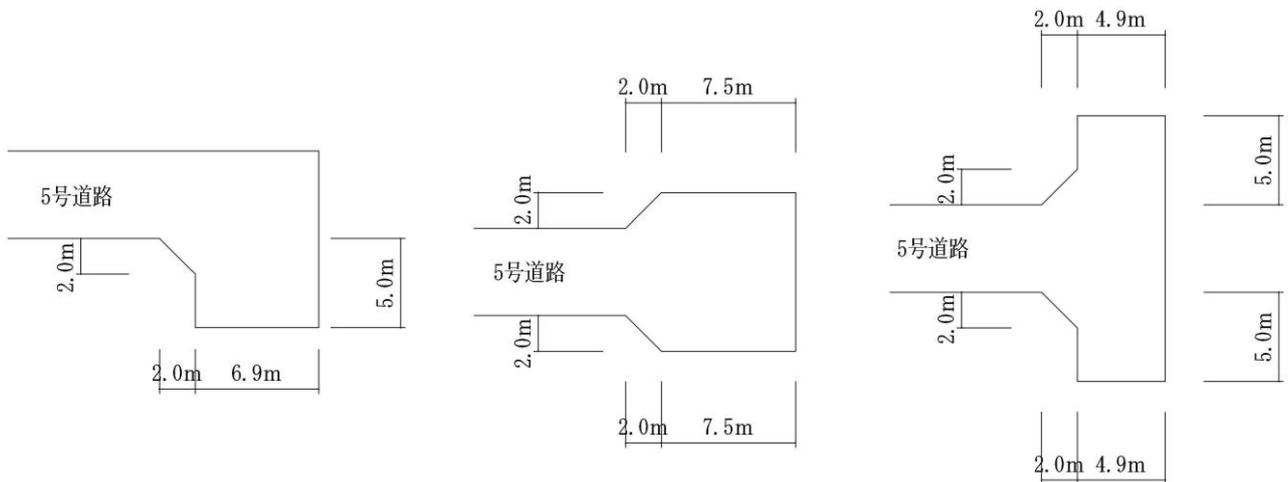
(転回広場の規模)

第6 昭和45年建設省告示第1837号の自動車の転回広場に関する基準に適合するものは、次図のとおりとする。

(1) 区間35m以内ごとに設けるもの



(2) 終端に設けるもの



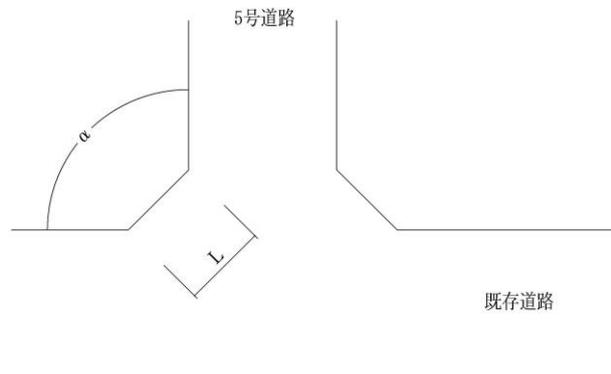
(すみ切り等)

第7 令第144条の4第1項第2号の規定によるすみ切りの長さは、5号道路と宅地境界線（側溝の外側）を測るものとし、路肩が擁壁の場合は擁壁の外側を測るものとする。

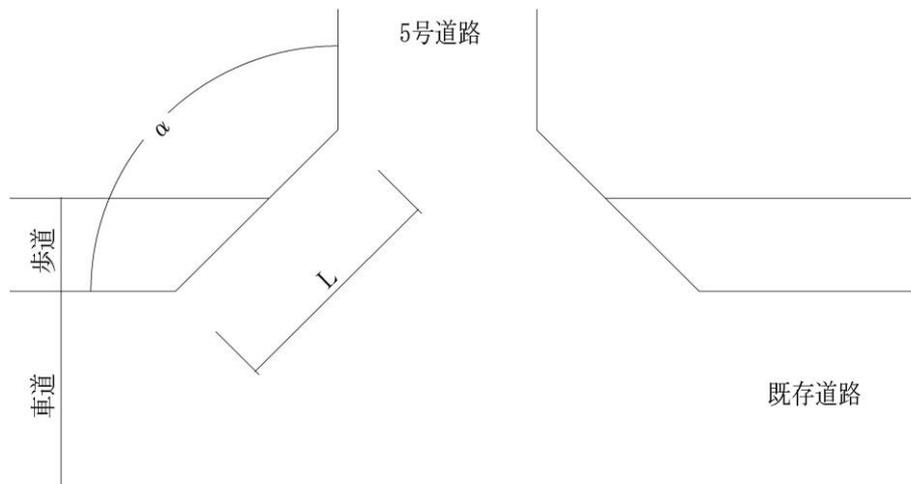
2 道路の平面交差の角度は、原則として90度とする。交差部におけるすみ切りの長さは、交差する道路の角度に応じてそれぞれ次に示す値を標準とする。

(1) 標準すみ切り長さ (L) と角度 (α)

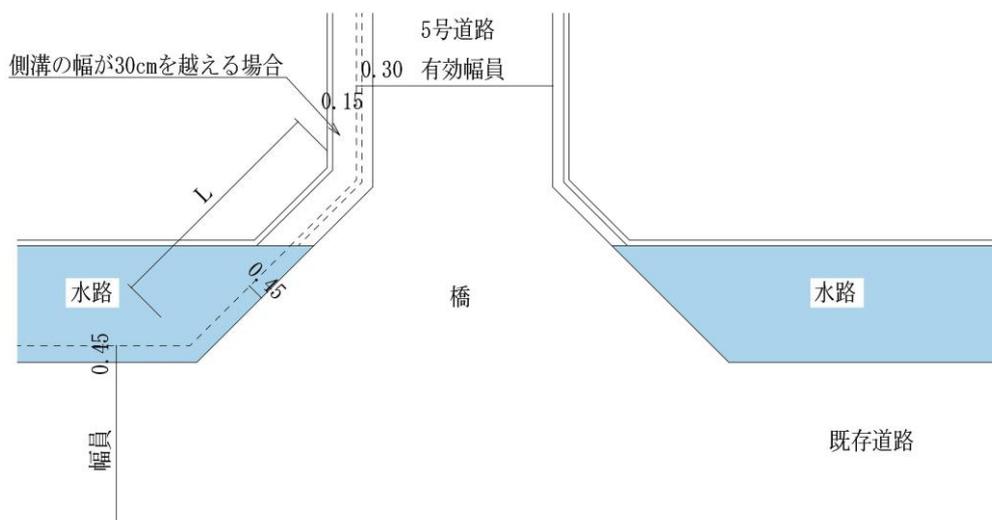
4 m	—	75度未満
3 m	—	75度以上105度未満
2 m	—	105度以上120度未満



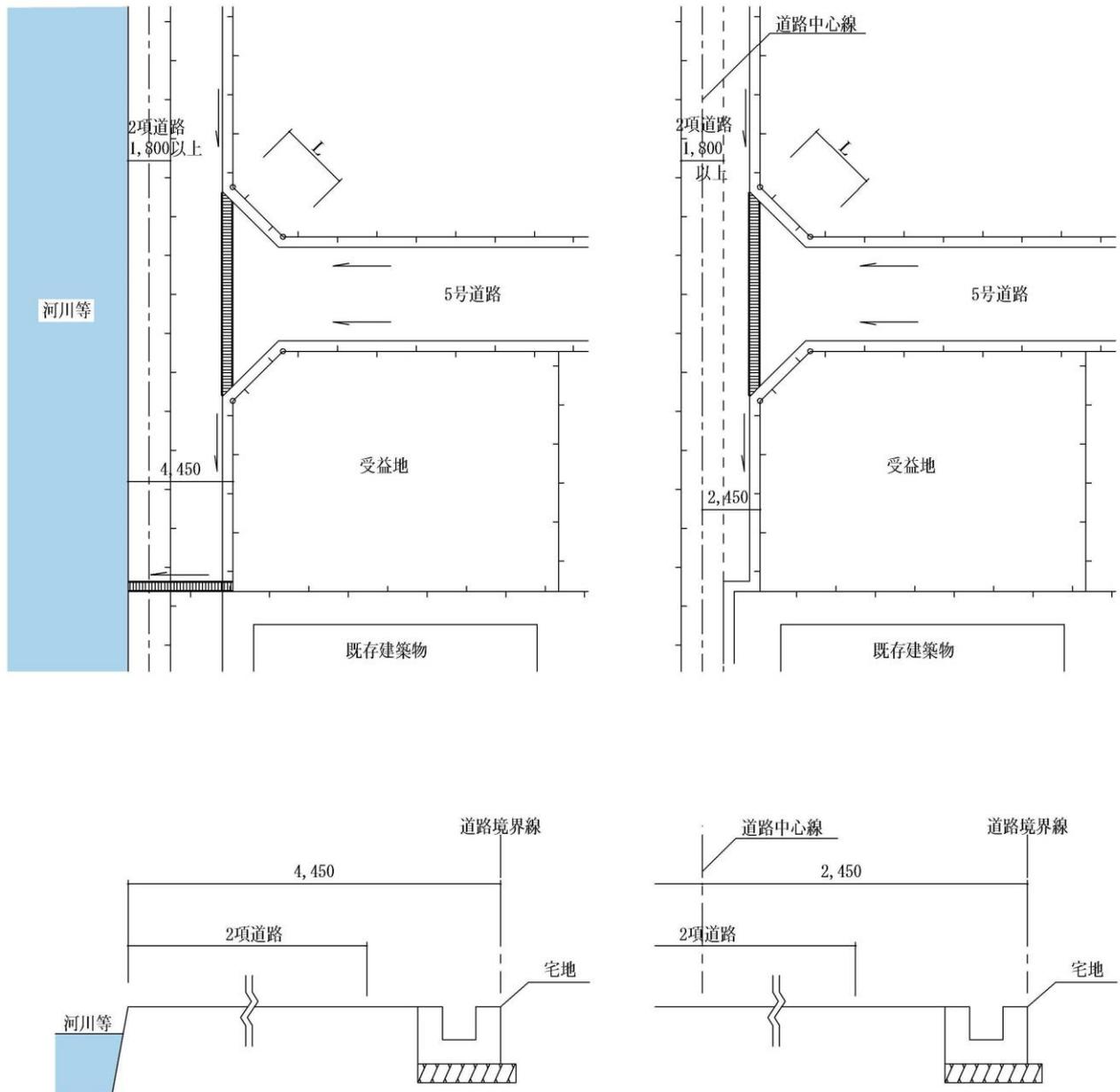
(2) 歩道のある道路と交差する場合



(3) 道路側溝の幅が30 cmを越える場合又は水路を横断して橋等で既設の道路と交差する場合には、道路側溝が30 cmと仮定して標準すみ切り長さを確保すること。

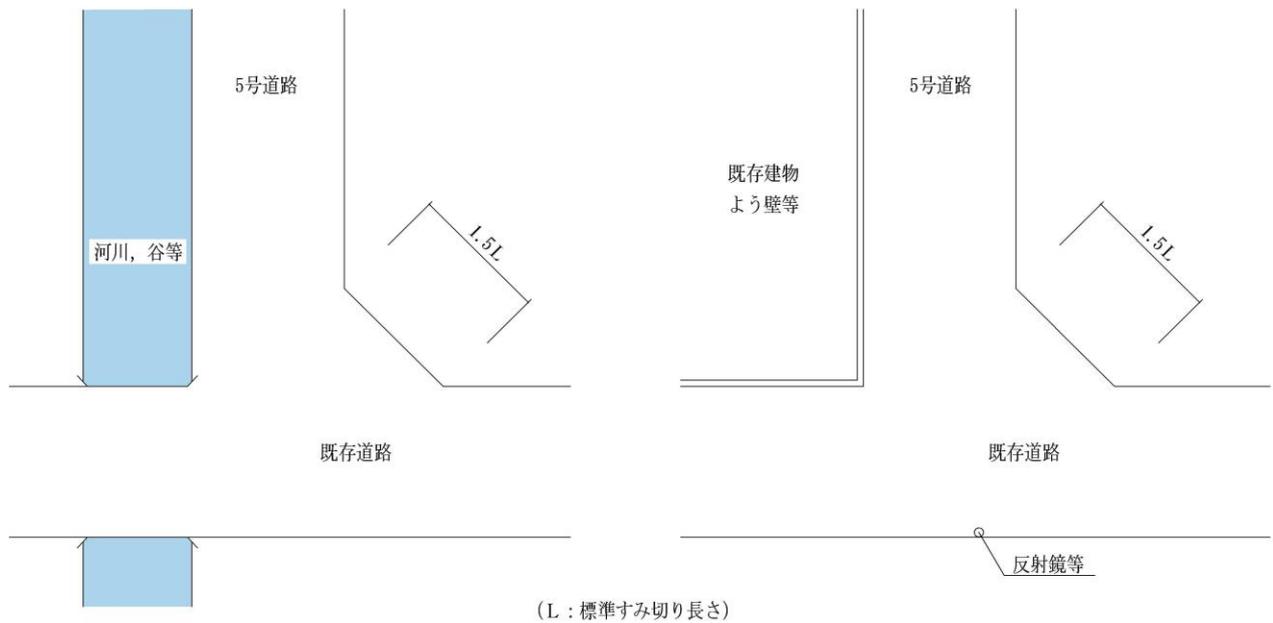


3 第3第2項（後退）及び第4第1項題(2)号（延長）の各規定並びに5号道路が2項道路と接続する場合のすみ切りは次図に示すとおりとする。



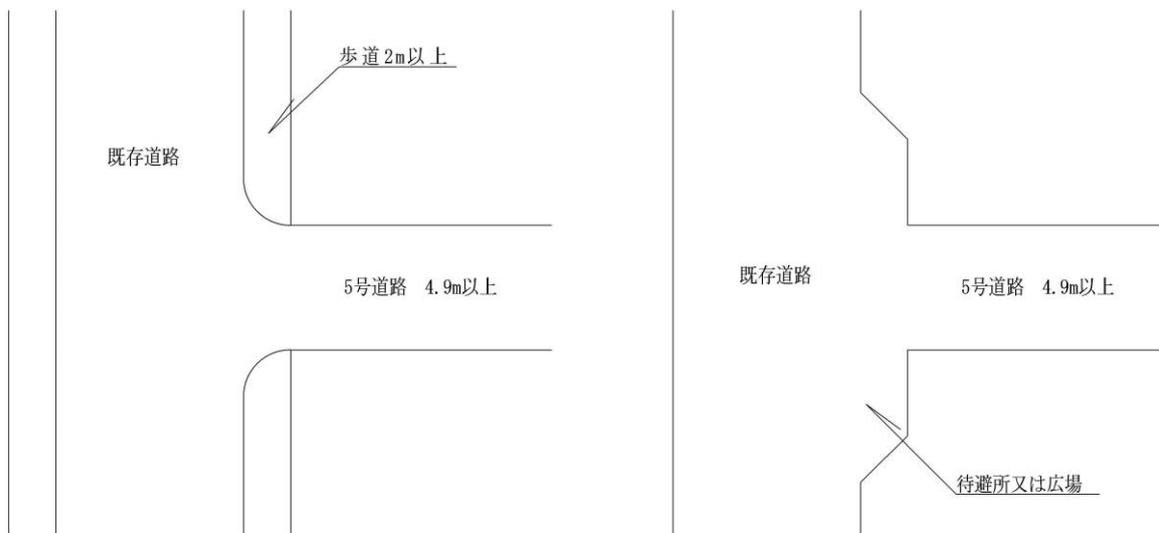
4 5号道路が次の各号のいずれかに該当し、かつ、交通の安全上支障がないと認められる場合は、片側すみ切りとすることができる。この場合の片側すみ切りは、原則として第2項で定める標準のすみ切り長さ（L）の1.5倍以上としなければならない。また、第(2)号の場合は反射鏡の設置等の有効な処置を講ずること。

- (1) 河川、水路等に接して築造する場合で、これと交差する道路の橋梁、欄干等によりすみ切りができないとき。
- (2) 既存の家屋、高い堅固な擁壁若しくはがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるとき。



5 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書の規定によりすみ切りを設ける必要がないと認められるものは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 5号道路が幅 2m 以上の歩道を設けた他の道路に接続する場合
- (2) 5号道路が他の道路の待避所又はこれに類似する広場等に接続する場合



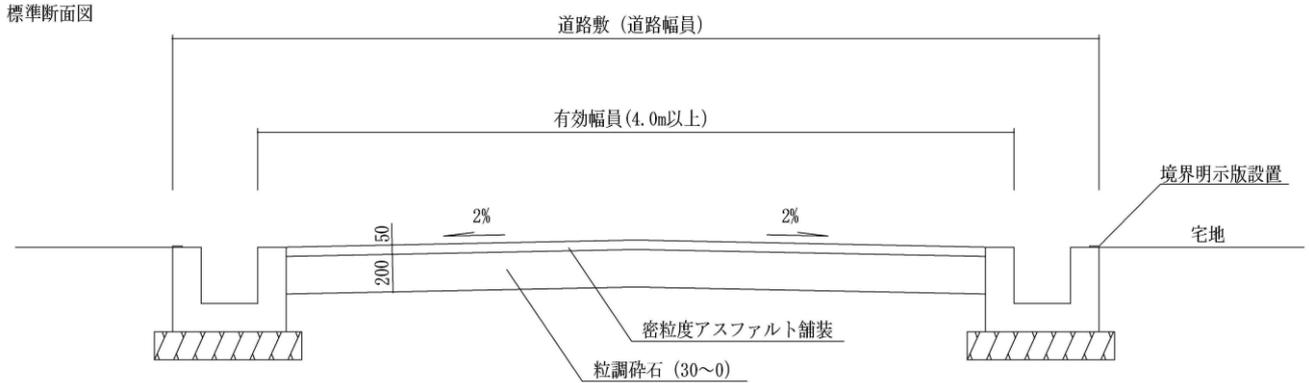
(道路の勾配)

第 8 5号道路の勾配は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 縦断勾配は、9%以下とする。ただし、短区間で交通安全上支障がない場合は 12%以下とすることができる。
- (2) 道路の交差部及び縦断勾配変化区間には、必要な緩和曲線を設けること。
- (3) 横断勾配は 2%とする。ただし片勾配とする場合はこの限りではない。

(道路の舗装)

第9 5号道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし次の図によるものとする。



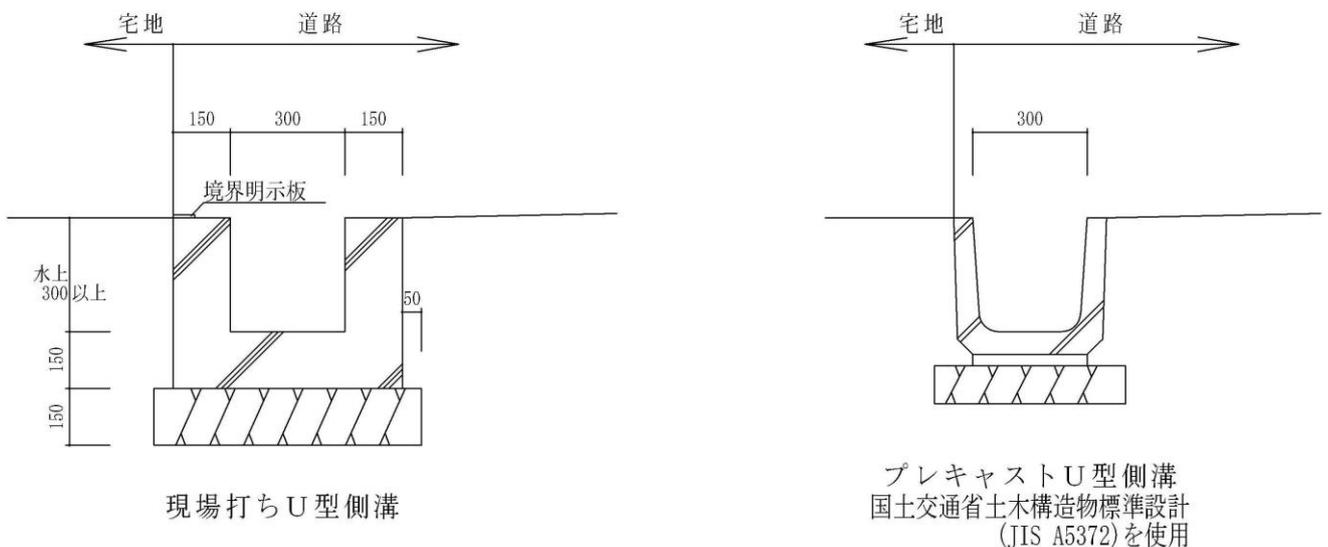
(側溝)

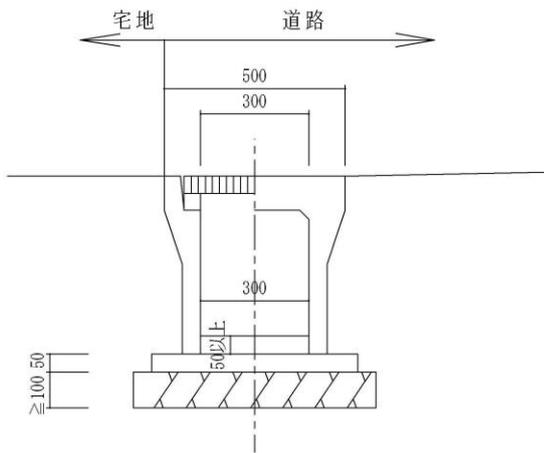
第10 5号道路の側溝は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 現場打ち又はプレキャストU型側溝とし、道路の両側に設け、堅固で耐久性を有し、溢水のおそれのない構造とすること。ただし、宅地内の排水に支障がなく、路面の排水のみに供する側溝の場合はL型側溝とすることができる。
- (2) 側溝は公共下水道、都市下水路、その他排水施設に接続すること。
- (3) 清掃を容易に行うことのできる構造とすること。
- (4) 側溝の最小通水断面は、30(W)cm×30(D)cmとし、勾配は1/250以上とすること。深さが50cm以上となる場合には、鉄筋コンクリート構造として補強すること。
- (5) 道路と敷地との境界に、境界明示板を設置すること。(原則として変化点、直線30m間隔)
- (6) 側溝に蓋をかける場合は、グレーチング(T-14)又はコンクリート製とすること。また原則としてコンクリート製蓋4m毎にグレーチング蓋1mを設置すること。なお、自由勾配側溝の場合は3m毎にグレーチング蓋1mを設置すること。

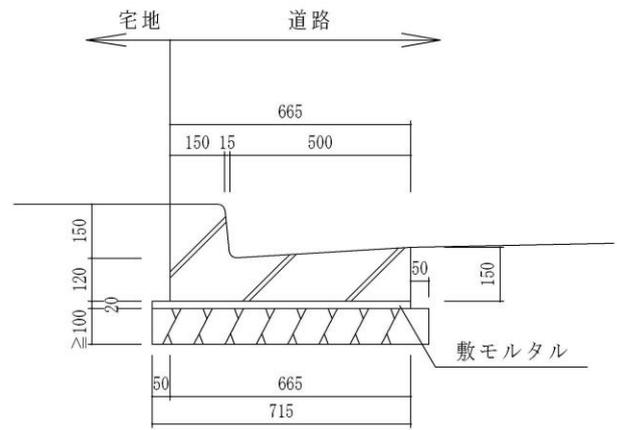
標準断面図

(ア) 縦断方向



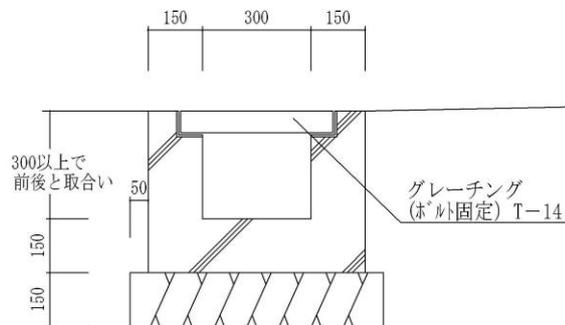


自由勾配側溝(プレキャスト)

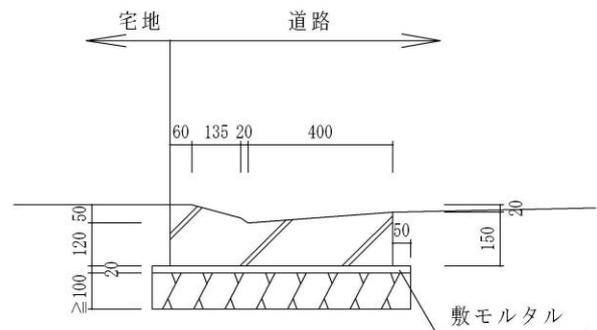


プレキャストL型側溝

(イ) 横断方向



現場打ちU型側溝



プレキャストL型側溝
(出入口用)

(道路の安全施設)

第11 5号道路には、通行の安全を確保するため必要に応じて防護施設、反射鏡、路面の滑り止め等の措置を行うものとする。

(特例)

第12 特定行政庁が、当該道路計画について、安全上、避難上及び衛生上支障がなく、この基準によりがたい特殊な事情があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第13 5号道路に歩道を設置する場合は、幅員、構造、側溝、及び舗装等について特定行政庁と別途協議すること。

2 5号道路に電力柱、電話柱、水道管、ガス管及び下水道管等を埋設する場合は、事前に関係機関と十分協議すること。

附則

- 1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に工事着手の決定を受け工事中のものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に工事着手の決定を受け工事中のものについては、なお従前の例による。

高知市道路位置指定申請要領

※ 申請に係る注意事項

道路位置指定申請書は、重要な書類であり、永久に保存するものですから、この記載については特に注意をし、正確に記入してください。

なお、申請書は、正副各一通で左綴とし、正本には原本を添付してください。

第1 申請に必要な書類及び図書等 [様式は高知市建築基準法施行細則による]

【申請時】

- 1 新たな申請の場合
 - 道路の位置の指定申請書（正本）（第7号様式）
 - 道路の位置の指定申請書（副本）（第7号様式）
- 2 変更・廃止申請の場合
 - 道路の位置の（指定変更・指定廃止）承認申請書（第7号の2様式 正本）
 - 道路の位置の（指定変更・指定廃止）承認通知書（第7号の2様式 副本）
- 3 図面（第7号の3様式一付近見取図，平面図，道路断面図，公図の写し等）
- 4 道路の位置の指定（変更・廃止）承諾書（第7号の4様式）
- 5 添付図書 求積図
 - 土地の登記簿謄本
 - 印鑑登録証明書
 - 土地境界確定書（写し）
 - 確認済証（写し）
 - 通行，排水等に関する同意書
 - 道路の位置の指定に伴って必要な許可書（写し）
 - 理由書（廃止申請の場合）
 - その他（特定行政庁が必要と認める図書）

【工事完了後】

- 1 道路の工事等完了届（第8号様式）
- 2 工事写真（内容については第5による）
- 3 アスファルト舗装の出来形の検査用試料（コア）・・・完了検査時確認
- 4 分筆後の道路敷となる土地の部分の登記簿謄本，公図（写し），測量図
(注) 分筆，登記等の手続きは現地完了検査合格後とする

第2 申請書の記入方法（第7号様式 正本・副本）

- 1 「関係土地の地名及び地番」欄は，道路敷となる土地の部分及び道路敷以外の宅地等となる土地の部分（以下「受益地」という。）の地名及び地番を土地登記簿に記載されているとおりに記入すること。
- 2 既指定道路を変更又は廃止しようとする場合は，「変更，廃止しようとする道路の指定年月日及び番号」を，「関係土地の地名及び地番」欄に併記すること。
- 3 「規模」欄において，申請道路に幅員の異なるものがある場合は，その幅員の異なる道路毎に符号をつけ，それぞれの道路について幅員及び延長をmで記入すること。
寸法は小数点以下第2位までとし，第3位以下は切り捨てる。

5	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）等の法令に該当しない場合でも，開発区域を造成する場合は次の図書を添付すること。			
	ただし，上記3・4の図書に併記可。			
	種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考	縮 尺
	造成計画平面図	① 方位，縮尺 ② 開発区域の境界 ③ 切土又盛土をする土地の部分 ④ がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置，形状，幅員，及び勾配		1/250以上
	造成計画断面図	① 切土又盛土をする前後の地盤面	高低差の著しい箇所において作成	1/250以上
がけの断面図	① がけの高さ，勾配，土質 ② 切土又盛土をする前の地盤面 ③ がけ面の保護の方法		1/50以上	
擁壁の断面図	① 擁壁の寸法及び勾配 ② 擁壁の材料の種類及び寸法 ③ 裏込めコンクリートの寸法 ④ 透水層の位置及び寸法 ⑤ 擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥ 基礎地盤の土質 ⑦ 基礎ぐいの位置，材料及び寸法	安定計算	1/50以上	

第4 添付図書の内容

(特記なき限り図書は全て1部又は1通とする)

番号	図書の種類	内 容
1	求積図	道路敷となる土地の部分及び受益地面積を計算する。
2	土地の登記簿謄本 (各1通)	指定を受けようとする道路の、道路敷となる土地の部分及び受益地の登記簿謄本で、申請の日から3か月以内のもの。ただし、所有者が変更し、未登記の場合は不動産売買契約書を、また土地区画整理区域内で区画整理事業施行中の土地については仮換地指定通知書を添付すること。
3	印鑑登録証明書 (各1通)	指定を受けようとする道路の、道路敷となる土地の部分及び受益地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者全員のもので、申請の日から3か月以内に証明をうけたもの。ただし、土地の登記簿謄本の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合には、住民票添付すること。
4	土地境界確定書 (写し)	法定外公共物（農道、水路）を含み、又は隣接する場合
5	確認済証（写し）	敷地を造成する擁壁で、高さが2mを超えるもの
6	通行、排水等に 関する同意書	既設接続道路が私道の場合（原則として印鑑登録証明書添付）
7	道路の位置の指定に伴って必要な許可書 (全て写し)	道路の位置の指定に伴って必要な許可は、その許可の写し及び必要なものについては検査済証の写しを添付すること。
	①宅地造成に関する工事の許可書	
	②急傾斜地崩壊危険区域内における 制限行為についての許可書	
	③高知市法定外公共物使用許可書	
	④高知県土木工事取締条例の 規定に基づく許可書	農道（嵩上げ、切下げ等） 水路
	⑤道路法の規定に基づく許可書	道路工事承認書、道路工事完了及び引継書等
	⑥農地転用に関する届出書	
⑦河川法の制限行為の規定に基づく許可書	河川にかける通路橋等	
8	その他	特定行政庁が特に必要と認めるもの

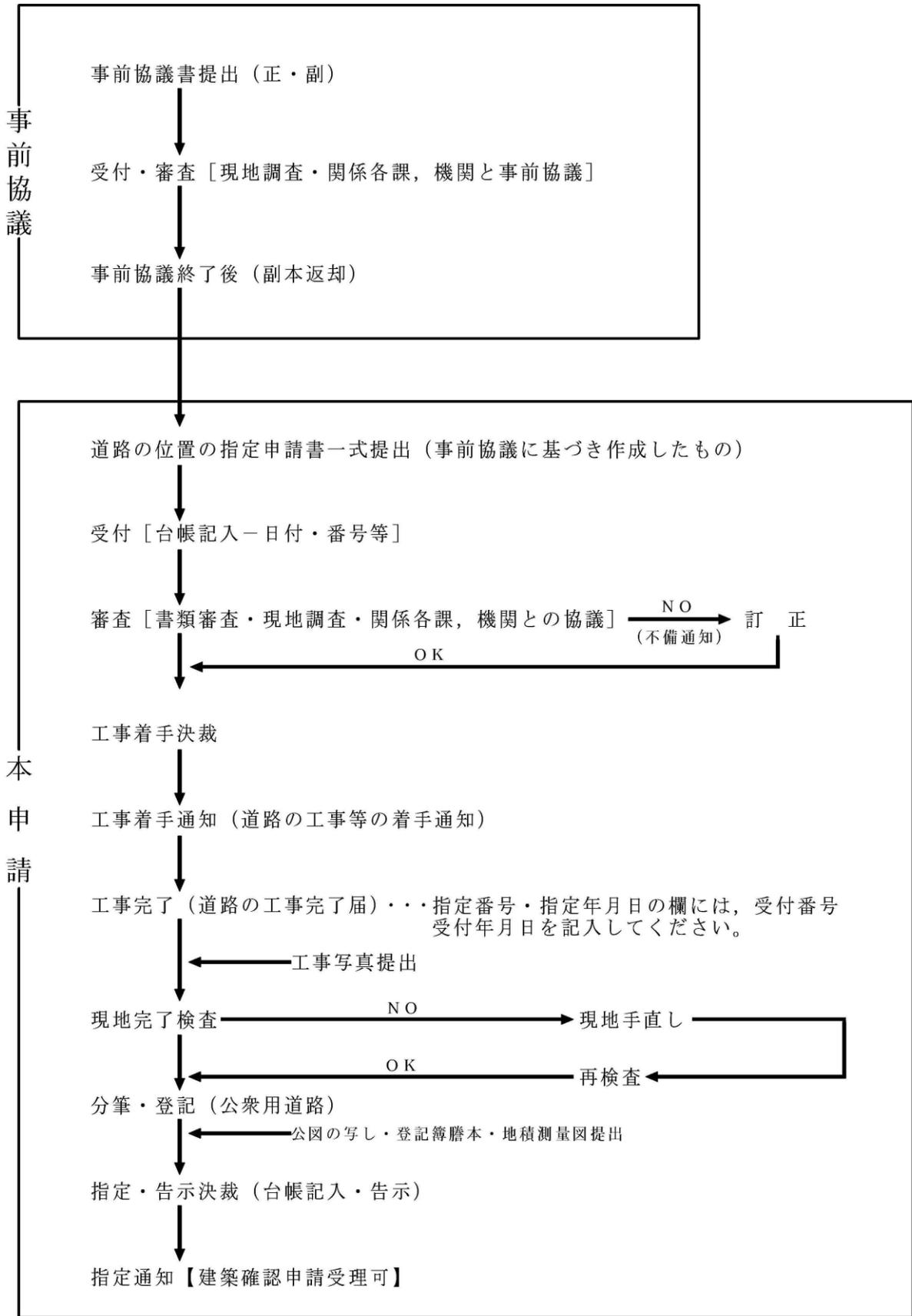
第5 提出する指定道路の工事写真

- 1 開発区域及び指定道路部分の工事着手前（現況）及び完成後の全景写真
- 2 側溝、アスファルト舗装等の工事着手前（現況）、床堀、砕石地業、型枠、コンクリート工事等各工事の工程写真
- 3 側溝、アスファルト舗装等の出来形計測写真
下層路盤厚、舗装厚（コア）は特に明確にすること

第6 アスファルト舗装の出来形の検査用試料（コア）について

- 1 検査用試料は、指定道路部分の2か所以上で採取し検査時に確認できること。
- 2 採取した部分の補修は検査終了後行うこと。

道路位置指定フローチャート



※ 指定変更・指定廃止も上記に準ずる。

正

道路の位置の指定申請書

建築基準法第42条第 項第 号による道路の位置の指定を申請します。				
高知市長		様		
年 月 日				
申請者氏名				
1	申請者住所氏名	電話		
2	代理人住所氏名	電話		
3	関係土地の地名地番			
※	指定の地名地番			
4	規模・構造	道路幅員	道路延長	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		道路延長合計		m
		開発区域の面積	m ²	道路面積
	路面の構造		路面の縦断最大勾配	
			%	
5	道路の完成予定年月日	完成予定 年 月 日		
※	受付欄	※指定番号欄	※告示番号欄	
※	手数料欄			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	※備考	
係員氏名	第 号	第 号	※備考	

注 ※印欄は、記入しないでください。

副

道路の位置の指定通知書

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第 項第 号による道路の位置の指定をしましたので通知します。				
			第 号	第 号	
		年 月 日	年 月 日		
		高知市長		印	
1	申請者住所氏名	電話			
2	代理人住所氏名	電話			
3	関係土地の地名地番				
※	指定の地名地番				
4	規 模 ・ 構 造	道 路 幅 員		道 路 延 長	
		m		m	
		m		m	
		m		m	
		道路延長合計		m	
		開発区域の面積	m ²	道路面積	m ²
		路面の構造		路面の縦断最大勾配	%
5	道路の完成予定年月日	完成予定	年 月 日		

注 1 工事が完了したときは、届け出てください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

正 道路の位置の（指定変更・指定廃止）承認申請書

建築基準法第42条第 項第 号による道路の（指定変更・指定廃止）承認を申請します。				
年 月 日				
高知市長		様 申請者氏名		
1 申請者住所氏名	電話			
2 代理人住所氏名	電話			
3 関係土地の地名地番				
※ (変更・廃止) 承認地名地番				
4 規模・構造	道路幅員		道路延長	
	m		m	
	m		m	
	m		m	
	道路延長合計			m
	開発区域の面積	m ²	道路面積	m ²
路面の構造	路面の縦断最大勾配		%	
5 道路の完成予定年月日	完成予定 年 月 日			
※ 受付欄	※(変更・廃止)承認番号欄	※告示番号欄	※手数料欄	
年 月 日	年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号	第 号	※備考	
係員氏名	第 号	第 号		

注 ※印欄は、記入しないでください。

副

道路の位置の（指定変更・指定廃止）承認通知書

※ （変更・廃止） 承認通知欄	建築基準法第42条第 項第 号による道路の位置の（指定変更・指定廃止）承認を しましたので通知します。				
	（指定変更・指定廃止）承認番号		第	号	
（指定変更・指定廃止）承認年月日		年	月	日	
高知市長			印		
1	申請者住所氏名	電話			
2	代理人住所氏名	電話			
3	関係土地の地名地番				
※	（変更・廃止） 承認地名地番				
4	規模・構造	道路幅員		道路延長	
		m		m	
		m		m	
		m		m	
		道路延長合計			m
		開発区域の面積	m ²	道路面積	m ²
	路面の構造		路面の縦断最大勾配	%	
5	道路の完成予定年月日	完成予定	年	月 日	

- 注 1 工事が完了したときは、届け出てください。
2 ※印欄は、記入しないでください。

凡 例		※ 道路の位置の指定台帳		方面												
方 位		告示年月日	年 月 日													
下 水		告示番号	第 号													
水 路	 ←側溝	指定 指定変更承認 指定廃止承認 年月日	年 月 日													
	 ←川															
主要出入口		指定 指定変更承認 指定廃止承認 番 号	第 号													
予定建築物 (用途を記入すること)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">※指定地名地番</td> <td rowspan="2" style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">申請者住所氏名</td> </tr> <tr> <td>※道路幅員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関係土地の地名地番</td> </tr> <tr> <td>※道路延長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面作成者の住所氏名</td> </tr> </table>		※指定地名地番		申請者住所氏名	※道路幅員			m	関係土地の地名地番	※道路延長			m	図面作成者の住所氏名
※指定地名地番				申請者住所氏名												
※道路幅員																
	m			関係土地の地名地番												
※道路延長																
	m			図面作成者の住所氏名												
既存建築物 (用途を記入すること)																
敷地界																
地番号界																
都市計画路																
既存道路	 (線を太く)															
予定する道路の位置																
指定された道路 (指定年及び指定番号を記入のこと) 例：47年36号																
廃止される道路の位置																
申請する道路の位置 (幅員及び延長を記入のこと)																

注 意

一、図面中に地番及び権利別並びに氏名をそれぞれ記入すること。
 二、申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(少数点以下第二位まで)とすること。
 三、付近見取図と地積図公図との方位を一致させること。
 四、※欄は記入しないこと。
 五、※欄は必ず北を上とすること。

道路の位置の指定（変更・廃止）承諾書

申請者 住所 氏名 関係土地の地名地番					
上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）について、権利者として承諾します。また、指定（変更）を受けた場合は、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項の規定による基準に適合するように管理することについて、管理者として承諾します。					
権利者	地名地番	権利別	承諾年月日	住所氏名	印
道路管理者					
備考					

- 注： 1 権利別欄には、権利の種別（所有権、賃借権、抵当権等）を記入してください。
 2 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。

道路の工事完了届

高知市建築基準法施行細則第11条の規定による道路の工事を完了しましたので、
お届けします。

年 月 日

高知市長 様

申請者 住所
氏名

1	申請者の住所 及び氏名	
2	工事完了 年 月 日	年 月 日
3	受付番号	第 号
4	受付年月日	年 月 日
5	関係土地の 地名地番	
6	備考	